

車両購入時の
安心
W保証

タイヤパンク & PGPフロントガラス保証

1本のパンクでも

4本交換!

タイヤのパンク・バースト時に自己負担0円で新品タイヤ4本と交換!



新品タイヤ 4本へ交換



「タイヤパンク保証」サービスは保証期間内であれば、走行距離の制限はありません。仕事などで毎月かなりの距離を走る車両であっても期間内であれば保証対応。いたずらによるパンク・バーストが発生した場合でも、4本とも新品タイヤに交換いたします。

保証の対象/条件

車両購入時または新品タイヤ4本購入時にこの制度にご加入いただくと、保証期間内にパンクあるいはバーストした場合に、4本とも新品タイヤに交換いたします。/保証加入時に装着しているタイヤに限ります。また、保証期間内に1度だけご利用いただけます

史上最高の
保護性能!

フロントガラスに PGP 施工 (塗布) をすると飛び石による

フロントガラス破損の損害を保証!

Before



After



PGP「浸透性高密度ガラスプロテクター」は「持続力」「耐久性」(米国製)世界最高品質。高い保護性能、耐衝撃性、耐スリ傷性、耐熱性、防汚性などの主な効果があり、飛び石のダメージも防ぐ強靭な保護性能で大切なお車を守ります!

※ PGP の施工料金 [ボディサイズ S]:
¥30,000 (税抜)



PGP施工後の
衝撃映像 →



保証の対象/条件

飛び石によるフロントガラスの破損/当社へ入庫いただき当社で修理を行うことが必要

保証期間
2年

保証例		タイヤパンク保証	&	PGPフロントガラス保証
保証の上限	①	最大 5万円	&	最大 10万円
	②	最大 5万円	&	最大 20万円
	③	最大 10万円	&	最大 10万円
	④	最大 10万円	&	最大 20万円

→ 「車種によるタイヤ保証」や「ボディサイズ別のPGP施工料」等はスタッフまでお問い合わせください。

【 PGP フロントガラス保証 利用規程 】

PGP フロントガラス保証（以下「本サービス」といいます）とは、弊社が、弊社にて PGP 浸透性高密度ガラスプロテクターの施工を受けたお客様（以下「甲」といいます）に対して、自動車フロントガラスの損傷発生時にフロントガラスの修理・交換サービスを提供するものをいい、弊社が PGP 浸透性高密度ガラスプロテクターを施工した日（以下「施工日」といいます）に甲が加入するものとします。

第1条【本サービスの自動車フロントガラスの修理・交換】（1）本サービスの対象となる自動車フロントガラスは、弊社において、PGP 浸透性高密度ガラスプロテクターの施工を受けた自動車フロントガラスとします。（2）弊社は、第2条に定める本サービスの提供期間に日本国内において、自動車走行中（自動車のエンジンが起動している状態をいい、駐車中を除きます）の主に飛び石などの偶然な事故により自動車フロントガラスに損傷（以下「損害」といいます）が発生した場合に、甲に対して本サービスを提供します。（3）本サービス提供期間を過ぎてのご利用、ご利用いただかなかったサービスの繰り越しは出来ません。（4）本サービスは、車両に装着されているフロントガラスを対象とし、フロントガラス以外のウィンドガラス・リヤガラス・ミラー等は補償の対象外とします。（5）本サービスの提供は、自動車フロントガラスの損傷が目視出来る程度に至った場合に限りです。（6）本サービスにおけるフロントガラスの修理・交換費の限度額は、プランにより以下の通りとします。修理・交換費が限度額を超過した場合は、甲の自己負担となります。その場合、甲はすみやかに第4条（1）に定める施工店に対して、その差額を支払うものとします。

・10万円プランの場合：合計10万円（消費税込）・20万円プランの場合：合計20万円（消費税込）

（7）本サービスの提供は、修理・交換作業の提供にて実施するものとし、弊社は甲に対する金銭の交付は行いません。（8）本サービスにおいてフロントガラスの交換作業を実施する場合は、損害が発生した自動車フロントガラスと同水準以下のグレードのフロントガラスを使用するものとします。

第2条【本サービスの提供方法及び期間】（1）甲は、第1条に掲げる損害が発生した場合、弊社に対して、本サービスの請求をすることが出来るものとします。ただし甲は、第4条（1）に定める施工店に対して当該損害の修理・交換前に申し出なければなりません。甲が当該損害の修理・交換後に弊社に対して本サービスの請求をした場合は、本サービスの提供は出来ないものとします。（2）本サービスの提供期間は、以下の通りとします。施工日からその2年後の応当日まで（最後の月に応当する日がないときは、その月の末日までとします）。ただし、損害が発生した日から1ヶ月以内に甲より弊社に対して本サービスの請求が無かった場合、甲は本サービスの提供を受けることが出来ないものとします。

第3条【本サービスの提供回数】甲は本サービスの提供期間中、フロントガラスの修理・交換について1回に限り、本サービスの提供を受けることが出来るものとします。

第4条【フロントガラス修理・交換時のルール】甲は次の各項に従い、本サービスの提供を受けることに同意するものとします。（1）本サービスの提供を行なう施工店は、弊社または弊社と同一法人が経営する施工店に限りです。（2）甲がフロントガラス交換に用いるための自動車フロントガラスを自ら準備したときであっても、弊社はそのフロントガラスの代金を甲に対して支払いません。

第5条【本サービスを提供しない場合】（1）次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス提供期間中であっても、本サービスの提供は行いません。①弊社が PGP 浸透性高密度ガラスプロテクターを施工する前から発生もしくは発覚していたフロントガラスの損傷②甲が故意にフロントガラスを損傷させた場合（2）次の事由によって生じた損傷は、本サービスの提供は行いません。①他の自動車（二輪・原付を含みます）・自転車・建物・造作物・植物・人との衝突・接触による事故②第三者による加害行為（故意・過失・加害行為者の特定の有無を問いません）

第6条【本サービスの不正使用に関する措置】甲が第三者と共に第1条に定める損害を故意に損傷させたうえで、本サービスの使用を試みたことが発覚した場合、甲および共謀した第三者双方に対し、弊社は詐欺行為とみなし告訴などの措置をとることが出来ます。

【 タイヤパンク保証 利用規定 】

「タイヤパンク保証」（以下、「本サービス」といいます。）とは、弊社にてご購入いただいた車両に装着されたタイヤ、又は弊社にてご購入いただいた新品タイヤ4本を対象とした、タイヤパンク時の新品タイヤ交換サービスを提供するオリジナルの有償アフターサービス商品であり、お客様は弊社に対して、加入料金をお支払いいただくことで、本サービスを利用することが出来ます。なお、利用可能なサービスや利用可能期間は本規定にて、下記条項の通り定めず。詳しい利用条件などは本規定をご確認いただくか、ご購入いただいた店舗までご連絡いただきまよう、お願い申し上げます。

第1条【本サービスの内容】（1）弊社は、第2条に定める本サービスの保証期間内に、日本国内において偶然な単独事故あるいは第三者による人為的な損傷（以下、「事故」といいます。）により対象車両が次の各号の損害を被った場合に、購入者（以下、「甲」といいます。）に対して本サービスを提供します。なお、本サービスは、弊社にてご購入いただいた車両に装着されたタイヤ、又は弊社にてご購入いただいた新品タイヤ（4本セットに限る）に対する商品ですので、他の車両に装着されたタイヤ、又は他のタイヤへのサービスの全部又は一部の移行は致しかねます。タイヤパンク（バーストを含む）とは、車両に装着されている全てのタイヤを対象とし、タイヤパンクの損害が発生した場合のみ対象とします。パンクに伴うタイヤ以外の損害（例えば、ホイールの損害）やレッカー代等の費用は対象となりません。なお、タイヤパンクの損害が発生した際は、タイヤパンク損害が発生したタイヤを含めて、4本を上限に、新品タイヤへの交換を実施いたします。また、交換する新品タイヤの代金の上限は車種により、下記の通りとし、下記の上限を超える部分は、お客様負担となります。

・5万円プランの場合：上限新品タイヤ代金：合計5万円（消費税込）・10万円プランの場合：上限新品タイヤ代金：合計10万円（消費税込）

（2）本サービスは、タイヤ代金のものを対象とし、新品タイヤ購入代金以外の交換部品代金及び新品タイヤへの交換工賃につきましては、お客様負担となります。（3）本サービスは、新品タイヤへの交換にて実施するものとし、お客様に対する金銭の交付は行いません。（4）本サービスにおいて提供する新品タイヤのグレードは、タイヤパンク損害が発生したタイヤと同水準以下のグレード（弊社の社内判断基準に拠る）とします。（5）本サービスは、弊社が提供する修理・整備等とは別のサービスであり、車両本体の性能や機能等を保証するものではありません。

第2条【本サービスの保証期間、提供回数ならびに終了事項】（1）本サービスの保証期間は、保証開始日（弊社にてご購入いただいた車両の納車日、又は弊社にてご購入いただいた新品タイヤ4本の交換日）より2年間とします。また、保証期間満了をもって本サービスは終了し、保証期間を超えて本サービスをご利用いただくことはできません。（2）甲は、本サービスの保証期間中において、タイヤパンク時の新品タイヤ交換について1回に限り、本サービスを受けることができるものとし、本サービスの提供を受けた時点で本サービスは終了いたします。（3）甲が第三者への車両売却、車両譲渡を行い、車両の名義変更が発生した場合は、その時点で本サービスの提供は終了いたします。ただし、弊社が認めた甲の家族間における車両の名義変更の場合については、本条第1項の保証期間内に限り、本サービスを継続いたします。（4）本条に定める本サービスの終了事項に該当した場合、本サービスの残存期間・回数に関わらず、いかなる事由においても返金は致しかねます。

第3条【本サービスの提供方法】（1）甲は、第1条各号に掲げる損害が発生した場合、加入時にお渡しする保証書を弊社に提出した上で申し出ること、タイヤパンク損害が発生したタイヤを含め4本を上限に、新品タイヤへの交換を求めることができるものとします。ただし、甲は、弊社が運営する店舗に対して、当該損害の修理・タイヤ交換（緊急タイヤを除く）前に当該申し出をしなければならず、修理・交換後に弊社に対してこれを申し出た場合、本サービスの提供を受けることはできないものとします。（2）損害発生日から1ヶ月以内に、甲より弊社に対して前項本文の申し出が無かった場合、甲は本サービスの提供を受けることができないものとします。（3）保証の対象となるタイヤは、甲が弊社から購入した車両にもともと装着されていたタイヤ、又は弊社にて購入・交換した新品タイヤ4本とし、甲がその後に新たに交換したタイヤは対象外となります。

第4条【新品タイヤ交換時のルール】甲は、次の各号に従い、本サービスの提供を受けることに同意するものとします。①新品タイヤ交換を行う場所は、弊社が指定するものとします。②甲が、新品タイヤ交換に用いるためのタイヤを弊社に提供した場合といえども、弊社は、当該タイヤの代金を甲に対して支払いません。③いたずらによるパンクの場合は、警察への被害届受理番号の提出を必須とします。

第5条【本サービスを提供しない場合】（1）次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス提供期間中であっても、本サービスの提供は行いません。①甲が保証期間中に新たなタイヤへの交換を行った場合②甲（第2条第3項第3号で弊社が認めた甲の家族を含む）以外の者から本サービス提供の請求がなされた場合（2）直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害①甲又は甲の許可を得て車両を運転した者の故意もしくは重大な過失または法令違反（3）次に該当する損傷に対しては、本サービスの提供を受けることができません。①盗難・破損・汚損等パンクを生じずタイヤ（ホイール・チューブを含みます。）に生じた損傷②車両に法令等で禁止されているにも関わらず定着又は装着されている物に生じた損傷及び当該物に起因して生じた損傷（4）前各項各号のいずれかの事由に該当する場合において、甲が虚偽の申告その他の不正な手段によって本サービスの提供を受けたときは、弊社は甲に対して、弊社に生じた損害の賠償を請求いたします。

【 PGP フロントガラス保証・タイヤパンク保証 共通規定 】

第1条【本サービスを提供しない場合】（1）次の事由によって生じた損傷は、本サービスの提供は行いません。①台風・洪水・高潮・ひょう・あられ・地震もしくは噴火またはこれによる津波等の自然災害②核燃料物資（使用済みの核燃料物資を含みます）もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれによる損傷③戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱、その他類似の暴動④差押え、没収など国または公権力の行使⑤盗難・詐欺または横領等の被害に遭った車両の損傷⑥取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、限度を超える過酷な使用（レース・ラリー等の過酷な走行、エンジンの過回転、荷物の過積載等）⑦法令により定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔ってもしくは麻薬等の影響で正常な運転が出来ないおそれのある状態で運転している間に生じた損傷⑧通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象⑨偶然かつ外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的な損傷

第2条【他の保険・共済等との関係】甲が本サービスの対象となる損害に対し、他の保険（車両保険など）・共済等を利用する場合は本サービスの提供は行いません。

第3条【第三者からの賠償との関係】本サービスの対象となる損害が第三者からの賠償により補償される場合は、本サービスの提供は行いません。

第4条【利用規定の改定】本利用規定は予告なくいつでも変更が出来るものとします。この場合、以後の本サービスの提供内容は、変更後の利用規定が適用されるものとします。

第5条【個人情報の使用目的及び第三者提供】弊社は、本サービス引受の判断及び本サービス履行の目的で甲の個人情報を第三者へ提供することがあり、前記目的以外には当該個人情報を利用しません。